

○玄海町企業誘致アドバイザー設置要綱

令和8年9月29日

要綱第51号

(目的)

第1条 玄海町（以下「町」という。）への企業の立地及び事業所の新設等を促進し、雇用機会の創出、地域産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、玄海町企業誘致アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(職務)

第2条 アドバイザーは、町の企業誘致活動として、次に掲げる職務を行う。

- (1) 町への立地又は事業展開の可能性がある企業に関する情報を収集し、町に提供すること。
- (2) 町の企業誘致に関する施策及び戦略について助言及び提言を行うこと。
- (3) 企業のニーズ及び企業立地上の課題を把握し、必要な助言を行うこと。
- (4) 町内に誘致した企業の事業拡大、定着及び関係企業の誘致について助言すること。
- (5) 企業の視察、相談、面談その他の企業誘致活動に協力すること。
- (6) 企業、大学、関係機関その他企業誘致に関係する者と町との関係構築を支援すること。
- (7) 町の立地環境、産業資源、支援制度その他企業誘致に関する情報を発信すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が企業誘致を推進するため必要と認めること。

(委嘱)

第3条 町長は、企業誘致に関する専門的な知識、経験又は人的ネットワークを有し、企業誘致の推進に資すると認められる個人のうちから、本人の同意を得てアドバイザーを委嘱する。

2 法人その他の団体に所属する者をアドバイザーとして委嘱する場合は、当該

法人その他の団体ではなく、当該団体に所属する個人に対して委嘱するものとする。

3 アドバイザーの定数は、若干名とする。

4 アドバイザーは、自己又はその役員が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 アドバイザーは、前項第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体に所属する者であってはならない。

（任期）

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（活動方法）

第5条 アドバイザーは、町と連携して活動を行うものとし、企業への訪問、面談その他の誘致活動については、原則として町職員とともに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、企業情報の収集、町に関する情報の提供、関係者との連絡その他町長が適当と認める活動については、アドバイザーが単独で行うことができる。

3 町長は、アドバイザーが活動するために旅行する必要があるときは、予算の範囲内において旅費を支給することができる。ただし、旅費の支給は、町職員が同行して職務を遂行する場合に限るものとする。

4 前項の旅費の額は、2級の主事の職務にある職員の受ける旅費に相当する額とし、支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(活動報告)

第6条 アドバイザーは、玄海町企業誘致アドバイザー活動報告書(様式第1号)を作成し、翌月の5日までに町長に提出しなければならない。ただし、3月の活動に係る提出については、同月31日までに行うものとする。

2 町長は、前項の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、別表に定める謝金を支給することができるものとする。この場合において、謝金は、アドバイザー本人に支給するものとし、その所属する法人その他の団体には支給しない。

3 町長は、必要があると認めるときは、アドバイザーに対し、職務の遂行状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(権限)

第7条 アドバイザーは、町の職員としての権限を有するものではなく、町を代理して契約、約束、交渉、意思決定その他町を法的に拘束する行為を行うことはできない。

2 アドバイザーは、町長の承認を得ることなく、町の方針又は見解として対外的な意思表示をしてはならない。

(秘密の保持)

第8条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らし、又は職務以外の目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 アドバイザーは、職務上取得した企業その他の第三者に関する情報を適切に管理しなければならない。

(利益相反の回避)

第9条 アドバイザーは、自己、自己が所属する法人その他自己と特別の利害関係を有する者に関係する案件について職務を行う場合は、利益相反関係申出書（様式第2号）を提出し、あらかじめ町長にその旨を申し出なければならない。

2 町長は、前項の申出の内容について、職務の公正な遂行に支障があると認めるときは、当該アドバイザーを当該案件に関与させないことができる。

（職名等の利用）

第10条 アドバイザーは、アドバイザーの職名又はその職務上の地位を、自己又は第三者の営業、宣伝、勧誘その他私的な利益のために利用してはならない。

（解嘱）

第11条 町長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 心身の故障その他の理由により職務の遂行が困難であると認められるとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 前4条の規定に違反したとき。

(4) 町又は企業その他の関係者との信頼関係を著しく損なう行為があったとき。

(5) 本人から辞任の申出があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、アドバイザーとして適当でないと町長が認めるとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの設置及び活動に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（玄海町企業誘致報奨金交付要綱の一部改正）

2 玄海町企業誘致報奨金交付要綱（令和7年玄海町要綱第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 玄海町企業誘致アドバイザー設置要綱（令和8年玄海町要綱第51号）

第3条第1項の規定により、アドバイザーの委嘱を受けた者

別表（第6条関係）

整理番号	種別	内容	謝金の額
1	企業情報の提供等	第2条第1号に規定する職務を行ったとき	1件につき 50,000円
2	助言・相談	同条第2号に規定する職務を行ったとき	1回につき 10,000円
		同条第3号に規定する職務を行ったとき	
		同条第4号に規定する職務を行ったとき	
3	企業訪問、面談等	同条第5号に規定する職務を行ったとき	1日（4時間以内）につき 20,000円
			1日（4時間超）につき 30,000円
4	立地決定	町が、アドバイザーから企業情報の提供等を受けた企業に対して、玄海町産業立地促進条例（平成20年玄海町条例第23号。）第6条第2項の規定による奨励措置等の指定をしたとき	1社につき 500,000円

備考

- 1 同一の日に別表第3項に規定する職務を複数回行った場合は、これを一の職務として取り扱う。
- 2 謝金額は、所得税その他法令に基づき控除すべき額を控除する前の額とする。